

# 介護支援専門員実務研修受講試験 実務経験証明書の不備について

お申し込みの際の不備が多くなっています。特に下記のような不備が多くなっておりますので、ご確認の上書類の提出を頂ければと存じます。

また、各施設・事業所におかれましても、下記内容にご留意の上書類作成を頂きますようお願い申し上げます。

## ○業務期間開始日が資格登録日より前になっていませんか？

別表1の国家資格等の資格に基づく業務の場合、**業務期間開始日は、免許証や登録証に記載された「登録年月日」以降**でなければ不備となります。

例えば、平成31年4月1日から入職されていても、資格証明書等に記載された登録年月日が平成31年4月26日であれば、業務期間開始日は4月26日からしか認められません。

併せて、登録年月日の分かる資格証明書等を提出してください。

## ○業務期間は足りていますか？

従事期間は、5年かつ900日の両方を満たす必要があります。900日以上従事日数があっても、**期間が5年未満の場合は、受験資格がありません。**

また、平成30年度より、別表2以外の相談業務や国家資格に基づかない介護業務は、対象外となりましたのでご注意ください。

## ○職種欄は正しく書かれていますか？

別表1の国家資格に基づく業務の場合は、例えば介護福祉士であれば職種欄に「介護福祉士資格に基づく業務」と記載し、左にコードNo.1020を記入してください。

別表2の相談援助業務に従事する者の場合は、例えば特別養護老人ホームの生活相談員であれば職種欄に「生活相談員」と記載し、左にコードNo.2004を記入してください。

いずれも**施設で使用している役職名ではなく、別表1・2のいずれかの職種での記載**をしてください。また、**兼務記載も全て不備**となります。

## ○在職中の事業所の実務経験証明書はありますか？

過去の実務経験証明書で従事期間が足りていても、現在該当業務に従事している場合は、必ず**在職先の実務経験証明書を提出**してください。

また、第21回（平成30年度）受験者で、**実務経験証明書の省略申込をされる際も、在職先の実務経験証明書は必ず提出する必要があります**ので注意してください。別表1の業務の場合は、併せて資格証明書のコピーも提出してください。

## ○訂正印は公印ですか？

実務経験証明書は個人で作成及び修正する事はできません。施設で作成の上、修正箇所があった際は、**修正印は公印**を使用してください。

※別表1・2については、受験案内のP11～12か、福島県社会福祉協議会HP→①介護支援専門員→現在の受験要件を参照してください。

※実務経験証明書の記入注意事項及び記入例については、当該書類の裏面にも記載がありますので、ご覧ください。